



鳥取県公報

平成 23 年 10 月 25 日(火)
第 8 3 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (600) (障がい福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (601) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (602・603) (経済通商総室) 2
	鳥取県立博物館の特別展示に係る前売入館料の収納事務の委託 (604) (教育委員会博物館) 4
◇ 公 告	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 5
	落札者の決定 (警察本部会計課) 8

告 示

鳥取県告示第600号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定障害者支援施設の名称	指定障害者支援施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	希望の家	倉吉市みどり町 3576-1	生活介護、施設入 所支援	平成23年10月 1日
〃	〃	若竹の家	〃	〃	〃

鳥取県告示第601号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び所在地	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人希望の家 倉吉市みどり町3576-1	希望の家 倉吉市みどり町3576-1	平成23年9月30日	知的障害者更生施設支援
〃	若竹の家 倉吉市みどり町3576-1	〃	知的障害者授産施設支援

鳥取県告示第602号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合東福原店
米子市東福原六丁目11-7
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 米子市東福原六丁目12-40 協同組合丸合 理事長 梅林 哲朗

変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 米子市東福原六丁目12-40 協同組合丸合 理事長 梅林 哲朗

変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

4 変更年月日

平成22年12月1日

5 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う協同組合丸合が株式会社丸合へ組織変更したため

6 届出年月日

平成23年8月26日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成23年10月25日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第603号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合境港ターミナル店

境港市浜ノ町112

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 米子市東福原六丁目12-40 協同組合丸合 理事長 梅林 哲朗

変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

- 4 変更年月日
平成 22 年 12 月 1 日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗を設置する協同組合丸合が、株式会社丸合へ組織変更したため
- 6 届出年月日
平成 23 年 8 月 26 日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成 23 年 10 月 25 日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町 3000 境港市産業環境部商工農政課
- 10 意見書の提出
境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第604号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る前売入館料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
ギャラリー栄光舎
- 2 委託期間
平成23年9月29日から平成24年3月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成23年10月25日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成23年12月17日 午前10時から午後3時まで
 - (2) 開催場所 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署
- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 4時間
 - (2) 講習課目
 - ア 空気銃の所持に関する法令
 - イ 空気銃の使用の方法
- 4 考査
講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 9,700円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月25日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 山 根 孝 正

- 1 調達内容
 - (1) 業務の名称及び数量
鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式
 - (2) 業務の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成23年12月14日から平成24年1月18日まで
 - (4) 履行場所
落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠^{きょく}）
 - (5) 入札書の記載方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車輛・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年11月4日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成23年10月25日（火）から同年12月5日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- (5) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。
- (6) 平成8年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数200トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒684-0043 境港市竹内町925
鳥取県立境港総合技術高等学校
電話 0859-45-0411
- (2) 仕様に関する問合せ先
〒684-0043 境港市竹内町925
鳥取県立境港総合技術高等学校
電話 0859-45-0411
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (4) 入札説明書等の交付方法
ア 交付期間及び交付時間
平成23年10月25日（火）から同年11月4日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月7日（月）の午前9時から正午までとする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (5) 入札説明会の日時及び場所
平成23年11月28日（月）午後1時30分
鳥取県立境港総合技術高等学校
- (6) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年12月5日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(金)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年11月14日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがなると認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM. 14, November, 2011
- (3) Time-limit for submission of tenders : 1:30 PM. 5, December, 2011
Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM. 2, December, 2011
- (4) Contact Point for the notice: Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School
925 Takenouchi-cho Sakaiminato-shi 684-0043 Japan TEL : 0859-45-0411

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | トリピーネット端末機器等賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 23 年 9 月 22 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4 - 1 |
| 5 落札金額 | 月額 3,122,553 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 23 年 8 月 12 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目 271 |